私たちの国保と年金

7月（第4期）から本算定の額になります

第1～3期の保険税は、平成17年度の保険税を基礎に算定していましたが、平成18年度課税所得が確定したため、保険税の年税額を本算定します。

本算定された年税額と、仮算定されていた年税額との差額は、4期以降で調整しますので、調整後の金額で納めていただきます。

保険税の納付書は7月中旬に送付します

納税通知書は、世帯主宛に送付します。

世帯主が国保加入者でない場合でも納税義務者は世帯主になります。

保険証の更新を行います

現在、八代市の国民健康保険の被保険者証の有効期限は、一部の人を除いて、平成18年7月31日までとなっています。

平成18年8月1日から使用していただきます新しい国民健康保険被保険者証は、7月下旬に郵送します。

現在お持ちの保険証については、8月1日以降に本庁及び各支所、出張所に返却されるか、個人で破棄してください。個人で破棄される場合は、ハサミで切るなどして、個人情報の漏洩には充分に注意してください。

国民健康保険被保険者証は紙製ですので、大切にご使用ください。

国民健康保険からのお知らせ

問合せ　国保年金課☎33－4113

老人医療受給者証をお持ちの方へ

◆医療機関に受診される際は、必ず保険証と老人医療受給者証を医療機関に提示してください。

入院時一部負担額と高額医療費自己負担限度額の一部変更について

◆一般および一定以上所得がある人の入院時一部負担額、医療費が高額になった場合の自己負担限度額が平成18年10月より変わります。

詳しくは後日、広報紙などでお知らせします。

入院したときの自己負担額と食事代（標準負担額）

入院したときの食事代は、医療費とは別に、1食分として定められた額を入院期間中に食事をとられた回数分支払います。

表1		入院時一部負担額	標準負担額	条件
一般			260円	
住民税非課税の人	低所得Ⅱ	24,600円	210円	過去12カ月間で減額認定後90日までの入院
			160円	過去12カ月間で減額認定後90日を超える入院
	低所得Ⅰ	15,000円	100円	

◆住民税非課税世帯の人で表1の食事代の適用を受けるためには減額認定証が必要ですので、国保年金課もしくは各支所健康福祉課窓口で申請してください。

◆90日を超える場合の食事代の適用を受ける場合も再度申

平成18年8月から一定以上所得がある人の判定基準が変わります。

◆課税所得額145万円（これまでと同額）

※ただし、70歳以上の人および老人保健受給者の収入合計が次の額未満の場合は、申請により、一部負担割合が「1割」になります。

◆収入額（70歳以上の人の収入合計）

☆70歳以上の人が1人の世帯

484万円 → 383万円

☆70歳以上の人が2人以上の世帯

621万円 → 520万円

病院などの窓口で支払う一部負担金が左図のように変わります。

	平成18年9月30日まで	平成18年10月1日から	変更について
一般または低所得の人	1割	1割	変更なし
一定以上所得がある人	2割	3割	受給者証に「3割（平成18年9月30日までは2割）」と記載されています。

老人保健法が一部変わります

急速に少子高齢化が進む中で、国民皆保険制度を将来にわたり持続するため、新たな医療保険制度が成立しました。

問合せ　国保年金課☎33－4113

公的年金等控除の見直しおよび老年者控除の廃止に伴う激変緩和措置

（平成18年8月から2年間）

公的年金等控除の縮減および老年者控除の廃止により、新たに一定以上所得者と判定された人で、次に当てはまる人は申請により、医療機関に支払う一部負担額の割合は「3割（平成18年9月30日までは2割）」のままでも、医療費が高くなった場合の自己負担限度額が、「一般」の限度額となります。

◆課税所得　145万円以上213万円未満

◆収入額（70歳以上の人の収入合計）

▼70歳以上の人が1人の世帯

383万円以上484万円未満

▼70歳以上の人が2名以上の世帯

520万円以上621万円未満

※自己負担割合が変わる人には、新しい老人保健医療受給者証をお送りします。

老人保健医療受給者及び八代市国民健康保険に加入の70歳以上の人

◆表1の低所得Ⅰ、Ⅱに該当する入院時一部負担額および食事代（標準負担額）の適用を受けるためには申請が必要になりますので、市役所国保年金課または各支所健康福祉課窓口で申請してください。

なお、現在減額認定証を持っている人も平成18年7月31日(月)で認定期間が切れますので、継続して認定を受けるためには8月31日(木)までに再度申請が必要です。

（7月18日(火)より8月以降の受付を開始します。）

請が必要となります。入院期間を証明できるもの（領収証など）をお持ちください。

国民年金保険料の免除申請について

問合せ　国保年金課年金係　TEL33－4105

国民年金保険料の免除申請とは

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての人が加入する制度です。

国民年金保険料を毎月納付することで、年をとったときの老齢基礎年金や、万が一のときの障害基礎年金、遺族基礎年金などを受け取ることができます。

もしも病気や失業などの経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料が免除になる、保険料免除制度があります。

免除に該当すると…

免除に該当すると、免除になった期間（一部免除は一部を納付した期間）は、老後に受け取る老齢基礎年金の受給資格期間の判定、障害年金や遺族年金などの納付要件を判定する際に、納付されたものとして取り扱われます。

もし、国民年金を未納のままにしていたら、老齢基礎年金はもちろん、障害基礎年金や遺族基礎年金も受けられない可能性があります。

納付が困難な人は、国保年金課7番窓口までご相談ください。

免除の種類

申請免除（下表①～④）

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年の所得が一定基準以下の場合、申請により、各段階の負担能力に応じて、全額もしくは一部の国民年金保険料が免除されます。

申請免除の段階には、全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除があります。

若年者納付猶予制度（下表⑤）

20歳以上30歳未満の人は、本人（配偶者含む）の前年の所得が一定以下の場合は、申請して承認されると、国民年金保険料の納付が猶予されます（世帯主の所得は審査対象となりません）。

学生納付特例制度（下表⑥）

学生本人の前年の所得が、一定基準以下の場合は、申請して承認されると、国民年金保険料の納付が猶予されます（夜間・定時制・通信制課程の学生も対象となります）。

※申請免除（全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除）および若年者納付猶予制度は、学生には適用されません。

	所得判定対象者	納付すべき月額　注1	老齢年金額に算定される割合　注2
①全額免除	本人・配偶者・世帯主	0円	1/3 計算
②4分の3免除	本人・配偶者・世帯主	3,470円	1/2 計算
③半額免除	本人・配偶者・世帯主	6,930円	2/3 計算
④4分の1免除	本人・配偶者・世帯主	10,400円	5/6 計算
⑤若年者納付猶予	本人・配偶者	0円	年金額には算定されません
⑥学生納付特例	本人	0円	年金額には算定されません

注1：4分の3免除、半額免除、4分の1免除については、納付すべき月額を納めないと、未納扱いになります。

注2：老後に受け取る老齢基礎年金の額を計算する際、全額納めたときの金額に対して、免除された期間はどれだけの割合で年金額に反映されるかを表しています。また、免除された期間は10年間さかのぼって納付することができ、追納することで満額の年金額に近づけることができます。

※金額、割合は平成18年度のものです。